

高速道路料金の引下げと道路整備の財源確保に関する意見書

本市は公害問題を抱え、産業道路など依然として環境基準を達成していない路線もあり、沿道環境の改善のほか、交通渋滞、交通事故の削減が市政の重要課題となっている。これらに対処するには、環境にやさしい道路交通網の整備への交通の転換が必要不可欠である。

しかしながら、本年9月に公表された首都高速道路の距離別料金案は、長距離利用者や複数料金圏等の乗継ぎ利用者の負担が大幅に増加する内容となっており、高速利用が促進されるのではなく、過大な負担を避けて一般道路に交通が転換し、交通渋滞、沿道環境の悪化や交通事故の増大が危惧されることから、長距離利用者の負担軽減や各種割引の拡充が必要である。

また、本市では都市計画道路の整備率が63%と低く、未だ整備が立ち遅れているため、交通の円滑化や安全・安心な道路環境の形成に向け、道路網の整備を着実に進めるとともに、沿道環境対策、交通安全対策、防災機能の向上、計画的な維持修繕等の道路施策、及び鉄道の連続立体交差化、バリアフリー化等の施策を総合的に推進していくことが必要である。

よって国におかれでは、首都圏の高速道路ネットワークを最大限に活かすため、料金を引き下げるとともに、都市部で重要課題となっている道路整備を着実に推進するため、必要な財源の安定的な確保について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月13日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣